

NEWS RELEASE

平成30年4月4日
一般社団法人信託協会

平成30年度信託研究奨励金の募集を開始

1. 一般社団法人信託協会（会長 大久保哲夫）では、信託研究の振興を図り、わが国における信託制度の一層の発展を期するため、広く信託に関する研究を志す有為な方々に対し、毎年、信託研究奨励金を贈呈しています。

昭和47年に本制度が発足して以来、40年以上に亘り多くの方々に奨励金を贈呈しており、平成29年度までの贈呈件数は768件、贈呈総額は3億4,470万円にのぼっています。

2. 当協会では、今年度も4月1日から信託研究奨励金の募集を開始いたしました（応募期限9月30日（日）消印有効）。

応募資格は、信託に関する法律学的または経済学的研究を行う個人または共同研究グループ（これから研究に従事しようとする場合を含みます。）とし、次のとおり類別しております。

- 第1類 大学の教授、准教授、講師もしくは各種研究機関の研究員等で研究歴等においてこれらに準ずる方またはこれらの方がたが構成する共同研究グループ
- 第2類 大学の助教、大学院に在学中の方もしくは各種研究機関の研究員等で研究歴等においてこれらに準ずる方またはこれらの方がたが構成する共同研究グループ
- 第3類 指導教授のもとに大学の助教または大学院もしくは大学学部
に在学中の方がたが構成する共同研究グループ（ただし、大学学部
に在学中の者のみが構成する共同研究グループを除く。）

また、本年度において贈呈する奨励金の総額は1,000万円以内です。

なお、受贈者の研究成果論文については、原則として「信託研究奨励金論集」に収録し、大学の関係学部や図書館などに配布しているほか、信託文献センターに収蔵して一般の閲覧に供しております。また、信託協会のウェブサイトでも成果論文の一部を掲載しております。

以上

本件に関する照会先：

一般社団法人 信託協会

総務部（広報担当）三島、町田 電話 03-6206-3992

調査部 進藤 電話 03-6206-3987

平成30年度信託研究奨励金応募要領

一般社団法人 信 託 協 会

1. 目 的

わが国における信託制度の一層の発展を期するため、広く信託について研究しまたは研究しようとする方がたに奨励金を贈呈し、信託研究の振興を図ることを目的としています。

2. 応 募 資 格

信託に関する法律学的または経済学的研究を行う個人または共同研究グループ（これから研究に従事しようとする場合を含みます。）とし、次のとおり類別します。

第1類 大学の教授、准教授、講師もしくは各種研究機関の研究員等で研究歴等

においてこれらに準ずる方またはこれらの方がたが構成する共同研究グループ

第2類 大学の助教、大学院に在学中の方もしくは各種研究機関の研究員等で

研究歴等においてこれらに準ずる方またはこれらの方がたが構成する共同研究グループ

第3類 指導教授のもとに大学の助教または大学院もしくは大学学部¹に在学中の

方がたが構成する共同研究グループ（ただし、大学学部¹に在学中の者のみが構成する共同研究グループを除く。）

3. 贈呈金の総額

本年度において贈呈する奨励金の総額は、1,000万円以内です。

4. 研究テーマ

研究テーマは、信託に関する自由研究と課題研究があります。課題研究のテーマについては、別紙をご覧ください。

研究期間は、原則として2年以内とします。

5. 提出書類

(1) 信託研究奨励金の受給を申請される方は、次に掲げる当協会所定の書類を提出してください。

ただし、第3類に該当する場合には、経歴書、論文および推薦書の提出は必要ありません。

- ① 信託研究奨励金受給申請書
- ② 研究計画説明書
- ③ 経 歴 書
- ④ 論 文

未発表のものでも既発表のものでも差支えありません。

論文には論文要旨（4,000字以内）を添付してください。

- ⑤ 推 薦 書

適当な推薦者がいない場合は、省略しても構いません。

(注) 共同研究の場合は、共同研究者の経歴書、論文も併せて提出してください。

(2) 現に信託研究奨励金を受けて研究している方で追加受給を申請される方は、次に掲げる当協会所定の書類を提出してください。

- ① 信託研究奨励金追加受給申請書
- ② 進捗状況報告書

(3) 提出書類は、日本語で記入してください。

ただし、(1) ④の論文については、外国語でも可とします。

6. 応募締切日

平成30年9月30日（日）（当日の消印有効）

7. 贈呈の決定、通知および公表

贈呈の決定は、信託研究奨励金選考委員会の審査を経て当協会理事会が行い、その結果を平成30年12月末までに申請者（共同研究の場合はグループ代表者）に原則として書面により通知します。また、ニュースリリースの実施、会報「信託」、信託協会ウェブサイトへの掲載等により、贈呈対象者の氏名、所属・役職名、研究テーマについて公表します。

選 考 委 員

(委員長)	米 倉	明 氏	[東京大学名誉教授]
	伊 藤	元 重 氏	[東京大学名誉教授] [学習院大学教授]
	神 田	秀 樹 氏	[東京大学名誉教授] [学習院大学教授]
	木 南	敦 氏	[京都大学教授]
	能 見	善 久 氏	[東京大学名誉教授]
	柳 川	範 之 氏	[東京大学教授]
	吉 野	直 行 氏	[慶應義塾大学名誉教授]

(五十音順)

8. 受贈者の義務等

- (1) 研究の進捗状況を所定の書式により毎年8月末までに提出していただきます。
- (2) 研究期間終了後3カ月以内に研究成果論文（日本語で1万字から3万字程度）を提出していただきます。ただし、第3類の受贈者の場合は、研究成果論文に代えて指導教授が研究結果報告書を提出することでも差支えありません。
なお、提出された研究成果論文は、原則として「信託研究奨励金論集」に収録するほか、信託協会ウェブサイトに掲載いたします。
- (3) 受贈者が遵守すべき義務の履行を怠ったときは、選考委員会の同意を得て奨励金の返還を求めることがあります。
- (4) 奨励金の用途は、申請された研究等のために必要な費用に限定しており、間接経費（いわゆるオーバーヘッド）は対象外とします。

申請用紙申込・応募先

〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-2-1 岸本ビル1階

一般社団法人 信 託 協 会

調 査 部（信託研究奨励金係）

電話（03）6206-3987（ダイヤルイン）

※信託研究奨励金の申請用紙は、ウェブサイト
(<https://www.shintaku-kyokai.or.jp/>) からでも申込ができます。

信託研究奨励金の研究テーマについて

【課題研究】

平成30年度の課題研究テーマは次のとおりです。

- ・ FinTech の進展と信託の活用
- ・ 仮想通貨の顧客保護のための信託の活用
- ・ 海外における業態別規制から機能別規制への改正の動向とその考え方について
- ・ 海外の信託兼営金融機関における利益相反管理とその考え方について（※1）
- ・ 民事信託における課題とその解決策
- ・ 受益権を複層化した場合の課税のあり方
- ・ 海外における信託制度と課税の方法について（※2）

（※1）特に英米に関する研究

（※2）特にイギリス、フランス、シンガポール、オーストラリア、ニュージーランド、インドの6か国のいずれかまたは複数の国に関する研究

【自由研究】（参考例）

研究テーマは信託に関する法律学的または経済学的研究であれば自由ですが、これまで贈呈対象になった研究テーマをご参考までに例示すると次のとおりです。

- ・ 信託関連法制の再編成
- ・ 信託の本質の再検討—契約法と団体法の交錯という観点から—
- ・ 複数の受益者が存在する場合の法的規律の検討
- ・ 信託と保険の複合的利用の研究
- ・ 信託受益権に対する差押えの回避とその限界
- ・ 委託者の取戻権・第三者異議権の法原理的基礎
- ・ リバースモーゲージの法的問題と信託の利用—比較法的アプローチ—
- ・ 平成18年度信託法改正が受益者意思決定の効率性に及ぼす影響に関する研究
- ・ 信託銀行の効率性に関する比較実証分析
- ・ 信託制度・信託機能に関する研究：経済学・契約論の視点から
- ・ 信託スキームを活用した農地流動化型ファイナンス（農地 REIT）の成立条件
- ・ 社会貢献投資スキームとしての信託制度の可能性とその効率的資源配分への効果に関する研究
- ・ 後見制度支援信託と成年後見制度の補完関係について（経済学的視点から）
- ・ 教育資金贈与信託制度が教育投資および学力等に与えた効果に関する実証研究
- ・ Comparison of Islamic Finance and Japan's Trust（日本の信託とイスラム金融の比較）
- ・ オフショア信託の法務と税務
- ・ 国際相続・贈与における信託の利用と課税問題